

平成29年度（平成28年分）税申告相談のお知らせ

税申告相談会場は、役場本庁の1会場となります

- 申告会場：役場2階 スタチ(201)（旧委員会室）
- 申告期間：平成29年2月10日（金）～3月15日（火）
午前9時～午後4時まで

※ 今回の申告からマイナンバーの確認と
身分証明書による本人確認が必要となります。

地区	相談日	該 当 地 区
上 分	2月10日(金)	石本・名・中峯・西久地・名ヶ平・一宇夫・立岩・川又・門屋・西ノ名
	2月13日(月)	江田・金泉・中津・大中尾・本根川・奥屋敷・府殿・大影・殿宮・坂丸・柿道・江畠・入手・入口
広 野	2月14日(火)	南養瀬・北養瀬・馬地・地野々・橘谷・櫛野・大地・名田河・雨返・河口・広野
	2月15日(水)	南馬喰草・臼嶽・方子・南行者野・二本木・長谷・齒ノ辻・高瀬
	2月16日(木)	下地・北馬喰草・北倉目・南倉目・折木・杉次郎・中峯・峯長瀬・田ノ窪・五反地・長瀬・須賀・持部・駒坂
阿 川	2月17日(金)	井ノ谷・福原・本名・船底・黒木・神木・代次・二ノ宮・地ノ平・広石・石堂
	2月20日(月)	松尾・日浦・上河内・宇度木・久保ノ内・府中・宮分・屋那瀬・川平・長代
鬼籠野	2月21日(火)	猪ノ頭・一ノ坂・坂瀬川・日浦
	2月22日(水)	喜来・黒河・川東・東分・中分・西分
	2月23日(木)	阿保坂・小原・中津川・中内・元山
下 分	2月24日(金)	地野・京地・松ノ本・栗生野・東稲原・矢ノ内・南山・東中稲原・西中稲原・箱石・花ノ木・西稲原
	2月27日(月)	大亀石・左右山・東寺・中寺・西寺・下出張・中出張・上出張・今井・下大草・上大草・美登里
	2月28日(火)	安吉・三ツ木・中内・竹平・千里西部・櫛谷・宇井・中喜来・下喜来・焼山・長野・蔭・中谷・名本
神 領	3月1日(水)	日浦・影・高浜・本野間・筏津・大埜地
	3月2日(木)	石堂・谷・長倉・寄井西・寄井中・寄井東・東寄井
	3月3日(金)	中津・大久保・西上角・南上角・本上角・北上角
	3月6日(月)	西地・南谷・北傍地・奥谷・板挟・小野東・小野西
左右内全地区	3月7日(火)	左右内地区全域 ・ 該当地区の期間内に来られない方 確定申告が必要な方で電子申告を希望する方は、3月6日までにお越しください。

※ 指定日に来られない方は、該当地区の期間内にお越しください。

※ 電子申告での確定申告が可能な日程が3月6日(月)までとなる予定です。

※ お昼で税理士が不在のとき及び3月7日以降の確定申告は、書面での提出となり、添付書類を全て提出しなければならない場合があります。

⇒ 裏面をご覧ください。

◎ 申告の必要な方

- ① 平成29年1月1日現在、神山町に住所のある方または住んでいる方で、平成28年中（平成28年1月1日～平成28年12月31日）に所得があった方。
- ② 給与所得者で次に該当する方。
※ 2箇所以上から給与の支払を受けている方。
※ 給与所得以外に農業・不動産・営業・年金・一時所得などの所得があった方。
- ③ 所得がない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、保育料や各種手当の算定のため、関係のある方は必ず申告してください。

◎ 申告を免除される方

- ① 税務署に確定申告書を提出する方。
- ② 1箇所からの給与所得のみで、勤務先から神山町へ給与支払報告書の提出があった方。
- ③ 公的年金の収入のみで他に収入がない方。
（ただし、障害年金や遺族年金を受給されている方は申告が必要です。）

＜注＞ 申告がない場合、扶養控除などの各種控除の確認ができないため、税や保険料が高くなったり、所得証明などの証明書が発行できないことがあります。

◎ 申告に必要なもの **（必要な書類を確認し、必ず持ってきてください。）**

- ① 整理券
- ② 印鑑（認印で可）
- ③ **給与や年金の源泉徴収票の原本（必ず持ってきてください。）**
- ④ **事業所得（農業・営業など）の計算に関係のある帳簿、領収書、収支内訳書など（平成26年1月から事業所得、農業所得、不動産所得、山林所得がある全ての方に記帳と帳簿書類の保存が5年又は7年必要となっています。）**
- ⑤ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の領収書又は納付証明書
国民年金保険料控除証明書
- ⑥ 生命保険料控除証明書、個人年金保険料支払証明書
- ⑦ 地震保険料控除証明書、平成18年までに締結した長期損害保険の控除証明書
- ⑧ 障害者手帳、療育手帳など
- ⑨ 医療費などの領収書 **（個人、病院ごとに分類し、必ず計算しておいてください。）**
- ⑩ 前回、確定申告された方で利用者識別番号を取得した方はその通知
- ⑪ **個人番号カード又は通知カード（マイナンバーを確認する書類）**
（申告を行う方の分と扶養になる全て方のマイナンバーが必要です。）
紛失等の場合は、個人番号が記載された住民票の写し（350円必要）
- ⑫ **運転免許証等の顔写真付身分証明書、顔写真付が無ければ健康保険証、年金手帳等の書類**

◎ お願い

税務署から確定申告の用紙等が届いている方・青色申告の方・株式、配当所得、譲渡所得（土地等卖了場合）等がある方・準確定申告（死亡者の確定申告）・住宅借入金等特別税額控除のある方・過年分（平成27年分以前のもの）・個人事業税のある方・消費税については、アスティとくしまで確定申告を行ってください。

アスティとくしま 3階 第二特別会議室（徳島市山城町東浜傍示1-1）

申告期間：平成29年2月14日（火）～平成29年3月15日（水）午前9時～午後4時まで

閉庁日対応：平成29年2月19日（日）、平成29年2月26日（日）

◎ 問い合わせ先

神山町税務保険課

電話 676-1115

IP 2005